

被用者保険の任意継続制度について

(被用者保険一協会けんぽ・健康保険組合等)

◎ 被用者保険の任意継続制度

退職等により被用者保険を脱退する場合、資格喪失日の前日までに2か月以上継続して被保険者であったとき（共済組合を除く）には、今までの保険料と合わせて事業主負担分を自分で支払うことにより、2年間任意継続に加入することができます。なお、手続きは資格喪失日から「20日以内」に行ってください。共済組合については、各共済組合にご確認ください。

被用者保険の任意継続と国保では保険料の計算方法が異なるため、任意継続を選択した方が、保険料の負担が少ない場合があります。事業所や保険者に任意継続にかかる保険料を確認し、国民健康保険料との比較を行ってください。

なお、国民健康保険料の試算は国保医療課、総合支所保健福祉課、支所・出張所で行っております。試算は電話では行っていないため、最寄りの窓口へお越しくください。

(試算の際に必要なものは窓口に来庁する方や試算の時期によって異なりますので、国保医療課にお問い合わせください。)

被用者保険の被扶養者の認定について

(被用者保険一協会けんぽ・健康保険組合等)

国保は、会社などの健康保険に加入できない方を対象とした制度です。被用者保険の加入者に扶養されており(その方の収入により生計を維持されている)、下記の条件に該当する方は、その被用者保険に被扶養者として加入できる場合がありますので、詳しくは会社などにお問い合わせください。

被用者保険の被扶養者に該当となる方

- ① 被保険者の配偶者、子、孫及び弟妹、父母及び祖父母などの直系尊属。
- ② 被保険者と同居している、上記①以外の3親等以内の親族（兄姉、伯叔父母、甥姪とその配偶者など）、内縁関係の配偶者の父母及び子（当該配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む）。

○被扶養者の認定

被用者保険の被扶養者は、上記の①または②に該当し、主として被保険者により生計を維持されていること、かつ、次の収入要件に該当した場合です。

○被扶養者の収入要件

年間収入130万円未満（60歳以上または障害年金受給対象者は年間収入180万円未満）かつ

- ・同居の場合：収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満
- ・別居の場合：収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

※上記は一般的な条件ですので、詳細と手続き方法については各保険者にご確認ください。

○被扶養者になることで、国保の保険料がかからなくなり保険料の負担軽減にもつながります。

○扶養認定された場合は、国保の脱退手続きをしてください。